

大津町の子育てサービス情報

あぱり 美咲野広場

☎096(294)7604

美咲野にある子育て広場です。コーヒーと手作りクッキーを楽しみながら、親子で遊んだり、情報交換をしましょう。※予約制

- 利用時間 月・水・木・金
午前10時～午後3時
(祝日・年末年始を除く)

- 利用料 無料
※現在、新型コロナウイルス感染症対策のため、コーヒー・クッキーなどは提供していません。

一時預かり

病気や冠婚葬祭、リフレッシュしたいときなど、町内の保育園で子どもを預かります。保育園によっては実施していない場合がありますので、各園にお問い合わせください。

子育てカフェ(月1回)

役場子育て支援課 ☎096(293)5981

日ごろ感じている子育ての不安や悩みを気軽に話してみませんか。保健師などが対応します。お子さんと一緒に、気軽にお越しください。電話予約が必要です。

- 利用日時は、広報おおづの「わくわく子育て」の記事をご覧ください。8月号は、12ページに掲載しています。
- 場所 まちづくり交流センターなど

子育て支援センターのサービス

☎096(294)9511

- すこやか広場
親子で遊びに来ることができる子育て広場です。現在、新型コロナウイルス感染症対策のため、完全予約制で開催しています。
- ファミリー・サポート・センター事業
仕事や様々な事情で、子どもを預かって欲しいときに利用できるサービスです。
- 乳幼児健康支援訪問ヘルパー事業
出産直後の家事や育児が不安なお母さんの育児家事、話し相手など、ご自宅に訪問してお手伝いします。

病児・病後児保育利用の流れ

STEP1 事前登録

町子育て支援センターへ電話した後、母子手帳、印鑑を持参して直接申請をしてください。
※登録の更新はありません。



発病

STEP2 病院受診

医療機関で受診し、医師から「病児・病後児保育連絡票」に必要事項を記入してもらってください。



STEP3 利用申込

前日の午後6時までに町子育て支援センターへ電話で予約してください。病状などを聞いて、お預かりできるかどうかや空き状況を確認します。

STEP4 利用当日

下記の「持ってくるもの」を持参してください。また、迎えの際に、利用料金を支払ってください。



●持ってくるもの

- 病児・病後児保育連絡票
- 利用申請書
- ミルク、哺乳瓶(対象児のみ)
- 飲み物(麦茶、幼児用イオン飲料など)
- 服薬中の薬(薬の説明書)
- ビニール袋(汚物入れ、着替え入れなど)
- タオル
- 着替え、おむつ
- 弁当、おやつ

- Q どんな子どもが利用できるの? Q いつ頃からか? Q いつ預けられるの? Q 何人まで大丈夫? Q いつで預かってくれるの?
- A 次の①、②に該当する、おおむね10歳までの子ども
- ①当面、症状の急変は認められないが、病気の回復期には至っていない
- (例) 風邪やインフルエンザなどの病気で、症状が落ち着いてきたが、まだ熱があるため保育園に行けない。
- ②病気の回復期にある
- (例) 熱は下がったが、インフルエンザの解熱2日目のため、まだ保育園に行けない。
- A 原則4人です。2種類までの病気の子どもを保育するので、4人以下の場合もあります。
- ※新型コロナウイルス感染症対策のため、利用人数を制限する場合があります。
- A 平日 午前8時～午後6時
土曜日 午前8時～午後1時
(日・祝祭日・年末年始は休み)



	保育園 幼稚園	未就園児・小学生 (おおむね10歳まで)
町内居住の人	1,000円	2,000円
町内勤務の人 (町外居住)	2,000円	2,000円

※5時間未満の場合は、上記料金の半額です

町子育て支援センター(町子育て・健診センター内2階)
☎096(294)9511

9月1日から病後児保育事業に加え、病児保育事業を始めます。子どもが「病気」や「病気の回復期」にある場合、保育所などに通わせることができず、保護者の仕事の都合などで家庭での養育が難しい時に、病児・病後児保育施設でお子さんをお預かりします。

病児保育事業が始まります!

町病児・病後児保育施設

ひだまり



9月からはお預かりする際に、病児・病後児保育の両方で「病児・病後児保育連絡票(診療情報提供書)」を提出してもらいます。町ホームページでダウンロードするか、役場子育て支援課の窓口でお渡します。

利用上の注意

- 予約後にキャンセルする場合は必ず当日の朝までにご連絡をお願いします(午後6時～翌日の午前8時までは留守番電話対応となります)。
- お預かり中に症状が悪化した場合には、保護者に迎えをお願いすることがあります。



病後児保育を利用した下田はるなさん、陽向くん親子

町子育て支援センターでは、子育て支援拠点事業の「すこやか、ファミリー・サポート・センター事業の「ほほえみ」、乳幼児健康支援訪問ヘルパー事業の「ママヘルプ」、そして、病児・病後児保育事業の「ひだまり」の4つを事業を主に行っています。

今回は、病児・病後児保育事業に携わる職員に話を聞きました。

変わったところ

9月からはお預かりする際に、病児・病後児保育の両方で「病児・病後児保育連絡票(診療情報提供書)」を提出してもらいます。町ホームページでダウンロードするか、役場子育て支援課の窓口でお渡します。

利用者の声

フルタイムで働いているので、急に子どもが熱を出しても休めない時があります。そういう時に、預かってもらう施設があるのはすごく助かっています。私の周りの子育てをしながら働いている人たちも、このサービスを利用しています。子育てと仕事を両立できるようにサービスが今後、もっと広まっていくと嬉しいですね。